

2018濃運発第20号
2019年2月25日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
濃縮事業部 ウラン濃縮工場
濃縮運転部長
野里 紳士

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替え
について

2018年4月2日付、2018濃濃発第2号にて届け出ました弊社「濃縮・埋設
事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、六ヶ所村地域防災
計画の名称変更および日本原子力発電株式会社の本店移転に伴い、添付資料のとおり
読み替えますのでご連絡いたします。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (1/3)

現行	読み替え後	理 由
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>この計画において用いる用語の定義は、次に定める。</p> <p>(略)</p> <p>(26) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に基づき作成された青森県地域防災計画（原子力編）及び六ヶ所村地域防災計画（原子力編）をいう。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、次によりこれを修正する。また、検討の結果、修正の必要のない場合であってもその旨を原子力防災専門官、青森県知事及び六ヶ所村長に報告する。</p> <p>なお、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、前述の計画の修正にあわせ、修正することとする。但し、濃縮運転部長は、軽易な変更が生じた都度、当該変更に係る箇所について、内閣府、原子力規制庁、青森県及び六ヶ所村へ連絡する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、青森県地域防災計画（原子力編）、六ヶ所村地域防災計画（原子力編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>この計画において用いる用語の定義は、次に定める。</p> <p>(略)</p> <p>(26) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に基づき作成された青森県地域防災計画（原子力編）及び六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）をいう。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、次によりこれを修正する。また、検討の結果、修正の必要のない場合であってもその旨を原子力防災専門官、青森県知事及び六ヶ所村長に報告する。</p> <p>なお、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、前述の計画の修正にあわせ、修正することとする。但し、濃縮運転部長は、軽易な変更が生じた都度、当該変更に係る箇所について、内閣府、原子力規制庁、青森県及び六ヶ所村へ連絡する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、青森県地域防災計画（原子力編）、六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。</p>	<p>六ヶ所村地域防災計画の名称変更に伴う読み替え</p> <p>六ヶ所村地域防災計画の名称変更に伴う読み替え</p>

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (2/3)

現行							読み替え後							理 由
別表 11 原子力防災活動に必要な資料							別表 11 原子力防災活動に必要な資料							
資 料 名	緊急時 対策所	全社 対策 本部室	原子力 事業所 災害対 策支援 拠点	内閣総理 大臣へ 提出	OFC 事業者 ブース	ERC 事業者 ブース	資 料 名	緊急時 対策所	全社 対策 本部室	原子力 事業所 災害対 策支援 拠点	内閣総理 大臣へ 提出	OFC 事業者 ブース	ERC 事業者 ブース	
濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画	○	○	○	○	○	○	濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画	○	○	○	○	○	○	
対策本部要員の名簿表	○	○	○	-	-	-	対策本部要員の名簿表	○	○	○	-	-	-	
加工施設 保安規定	○	○	○	○	○	○	加工施設 保安規定	○	○	○	○	○	○	
加工事業許可申請書及び 加工事業変更許可申請書	○	○	○	○	○	○	加工事業許可申請書及び 加工事業変更許可申請書	○	○	○	○	○	○	
加工施設 設工認申請書及び設工認変更申請書	○	-	-	-	-	-	加工施設 設工認申請書及び設工認変更申請書	○	-	-	-	-	-	
濃縮・埋設事業所の施設の配置図 (加工施設)	○	○	○	○	○	○	濃縮・埋設事業所の施設の配置図 (加工施設)	○	○	○	○	○	○	
気象観測資料	○	○	○	-	-	-	気象観測資料	○	○	○	-	-	-	
平常時環境モニタリング関連資料	○	○	○	-	-	-	平常時環境モニタリング関連資料	○	○	○	-	-	-	
被ばく線量の推定に関する資料	○	○	○	-	-	-	被ばく線量の推定に関する資料	○	○	○	-	-	-	
事業所周辺地図	○	○	○	-	-	-	事業所周辺地図	○	○	○	-	-	-	
事業所周辺人口分布図	○	○	○	-	-	-	事業所周辺人口分布図	○	○	○	-	-	-	
原子力災害医療機関に関する資料	○	○	○	-	-	-	原子力災害医療機関に関する資料	○	○	○	-	-	-	
青森県地域防災計画（原子力編）	○	○	○	-	-	-	青森県地域防災計画（原子力編）	○	○	○	-	-	-	
六ヶ所村地域防災計画（原子力編）	○	○	○	-	-	-	六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対 策編）	○	○	○	-	-	-	六ヶ所村地域防災計画の名称変更に伴う読み替え
43							43							

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (3/3)

現行	読み替え後	理 由												
<p style="text-align: center;">別表 19 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <p>防災業務計画等命令第 2 条第 4 項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="276 682 1145 1050"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td><u>東京都千代田区神田美土代町 1-1</u></td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> 美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">52</p>	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	<u>東京都千代田区神田美土代町 1-1</u>	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援	<p style="text-align: center;">別表 19 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <p>防災業務計画等命令第 2 条第 4 項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1522 682 2392 1050"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td><u>東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号</u></td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> 美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">52</p>	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	<u>東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号</u>	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援	<p>日本原子力発電株式会社の本店移転に伴う読み替え</p>
法人の名称	日本原子力発電株式会社													
主たる事務所の所在地	<u>東京都千代田区神田美土代町 1-1</u>													
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援													
法人の名称	日本原子力発電株式会社													
主たる事務所の所在地	<u>東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号</u>													
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援													